

欧州で商品流通をめぐる競争法違反リスクが高まっている。消費者の居住国によって商品の購入を制限した疑いがあるとして、欧州連合（E U）の政策執行機関である欧州委員会は1月、日本のゲーム会社などに制裁金を科した。「地理的制限」（ジオブロックング）について、当局は欧州市場を分断するものとして厳しい判断を下す傾向にある。現地で事業を展開する企業は注意が必要だ。

ゲーム配信サービス「steam」でゲーム作品を販売するにあたり、在住国によって利用できないように設定したとして1月20日、欧州委はsteamを運営する米バルブに加えて、カプコンやバンダイナムコホールディングスなどゲーム会社5社に総額780万円（10億円）の制裁金を科した。ゲーム会社は当局と和解したが、バルブは応じなかった。

ゲーム各社はバルブから

E U 市場分割に厳しく

欧州で日本企業の流通取引違反が再燃		
任天堂	2002年	ゲーム機、ソフトの並行輸入販売を制限
ヤマハ	03年	楽器製品で再販売価格を拘束
パイオニア	18年	音響製品で再販売価格を拘束
サンリオ	19年	E U域内の一部でライセンス商品の販売を制限
カプコンなど	21年	E U域内の一部でゲーム利用を制限

チェコやポーランドなど東欧8カ国で使えるアクセスキーを得て販売代理店に発行人し、東欧以外の欧州諸国の在住者がそのアクセスキーを購入しても利用できないよう制限した。対象になったゲームは100本近く、ジャンルもスポーツやアクションなど多岐にわたる。「地理的制限行為はすでに解消されている」（カ

チエコやポーランドなど東欧8カ国で使えるアクセスキーを得て販売代理店に発行人し、東欧以外の欧州諸国の在住者がそのアクセスキーを購入しても利用できないよう制限した。対象になったゲームは100本近く、ジャンルもスポーツやアクションなど多岐にわたる。「地理的制限行為はすでに解消されている」（カ

どから新しい規制の意見を募っている。取引慣行を実態にあわせた内容にするのみられる。杉本武重弁護士は「ほとんど触れられていない電子商取引の慣行について、どこまで盛り込むかが主題となるだろう」とみて、専門家からは事業者にとって厳しい内容になるだろうとの見方が出ている。

近年、欧州ではカルテルの摘発にかわり、流通取引をめぐる摘発が再燃している。18年にはパイオニアの家庭用オーディオ製品の取引をめぐる、同社に販売地域制限と再販売価格維持の違反を理由とした処分が下った。同年12月には電子商取引の地理的制限を禁止する規則が施行された。

井上朗弁護士は「垂直取引制限違反について、よく認識していない企業が多い」と指摘する。欧州で事業をしている企業は現在の契約条件を早期に確認しておく必要があるだろう。

（世瀬周一郎）